

○ CCC免除手続きについてのSAMR公告類2件

① CCC免除許可の管轄当局変更

市場監督管理総局（SAMR）と税関総署は、2019年3月20日付の公告 [2019] 13号で、CCC免除許可の管轄当局の変更について発表しています。

主な内容は以下の通り。

- ・ 2019年4月1日以降、CCC免除許可の所管当局を、税関総局から市場監督管理総局に変更する。
- ・ 申請者は、税関申告前にオンラインでCCC免除手続きを行う。
- ・ 通関時は税関総局がオンラインデータを確認する。

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

-
- ・ 標題：強制性製品認証免除の業務関連手配に関する市場監督管理総局 税関総署公告
 - ・ 索引番号：2019-1553051634017 ・ テーマ分類：公示公告
 - ・ 文章番号：公告 [2019] 13 号 ・ 所属機構：認証監督管理司
 - ・ 作成日 ：2019 年 03 月 13 日 ・ 発行日：2019 年 03 月 20 日

強制性製品認証免除の業務関連手配に関する市場監督管理総局 税関総署公告
公告 [2019] 13 号

市場監督管理総局と税関総局の職務に関する関連規定に基づき、強制性製品認証免除の業務関連手配に関し、次の通り公告する。：

1. 市場監督管理総局は、強制性製品認証システムの組織化、実施及び監督の責任を負っている。税関総署は、強制性製品認証を含む輸入製品の検証業務の責任を負っている。市場監督管理総局と税関総署は、強制性製品認証証書又は認証書類等の情報のオンライン検証、通知と調整メカニズムを確立した。
2. 2019 年 3 月 31 日までは、各地域の税関が、制度改革前の職務に応じて強制性製品認証の免除を継続して行わなければならない。
3. 2019 年 4 月 1 日以降、市場監督管理部門が強制性製品認証の免除に関する業務を担当する。
4. 関連申告企業は、関連資料の提出に「CCC 免除及び特殊用途輸入製品試験処理管理システム」（<http://cccmb.cnca.cn>）を継続して使用し、関連する報告及び管理要件に変更はない。
5. 強制性製品認証監督管理範囲の対象であり、かつ強制性製品認証免除に関する関連条件に適合している輸入貨物について、申告企業は、税関申告を進める前に、強制性製品認証の免除を受けなければならない。
6. 税関の検証業務において、実際の輸入品が強制性製品認証証書又は認証書類と不一致、またはその他の法令違反がある場合は、《中華人民共和國関税法》及び《中華人民共和國輸出入商品検査法》等関連する法律法規の規定に基づいて処分する。

特にここに公告する。

市場監督管理総局 税関総署
2019年3月13日

記事原文はこちら（言語：中国語）

SAMRホームページ http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201903/t20190320_292207.html

② CCC免除許可作業要件の明確化

市場監督管理総局（SAMR）は、2019年5月8日付の国市監認証函 [2019] 153号で、CCC免除手続き作業要件の明確化について発表しています。

主な内容は以下の通り。

- ・CNCA2005年第3号公告や強制性製品認証管理規定等で従来から規定されているCCC免除条件について、免除許可の審査・監督の標準化を促進するために明確化したもの。
- ・CCC免除の条件への適合：特に「科学研究、試験及び認証試験に必要な製品及びサンプル」についての詳細定義が説明されている。
- ・CCC免除の処理要求：各免除条件別に、申請者の条件や、輸入後の製品の取り扱いについて規定している。
- ・CCC免除の業務要求：免除手続きの手順と管理について規定している。
- ・付属文書：各免除条件別に、免除条件・申請者の要求・提出資料・フォローアップ要求が表にまとめられている。

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

-
- ・ 標題：強制性製品認証免除作業要件の明確化に関する市場監督管理総局通知
 - ・ 索引番号：2019-1557305930000 ・ テーマ分類：通報通告
 - ・ 文章番号：国市監認証函 [2019] 153 号 ・ 所属機構：認証監督管理司
 - ・ 作成日：2019年05月07日 ・ 発行日：2019年05月08日

各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団市場監督局（局、委員会）：

《強制性製品認証免除の業務関連手配に関する市場監督管理総局 税関総署公告》（市場監督管理総局、税関総署公告 2019 年 13 号）の要求に基づき、各地方の市場監督管理部門は、2019 年 4 月 1 日より強制性製品認証の免除（以下 CCC 免除と略）に関する業務を担当する。CCC 免除証明の審査及び監督を更に標準化し促進するための関連事項は以下の通り：

1、CCC 免除の条件への適合。

(1) 科学研究、試験及び認証試験に必要な製品及びサンプル。

このセクションで言う科学研究とは、関連製品に必要な製品を開発及び製造するための製品の科学研究を指し、研究作業に必要な科学研究機器を指すものではない：

このセクションで言う試験とは、製品の試験を行い試験データを取得するため、又は特定製品の性能の一部を試験するために必須となる製品を指す。（例えば、特定モデルのプリンターのソフトウェア開発及び試験のために、少量の当該モデルのプリンターの輸入が必要な場合など。）：このセクションで言う認証試験とは、CCC 認証によって実施される型式試験のサンプルを指す。

(2) 直接最終ユーザーの修理を目的として必要な部品/製品。

(3) 工場の生産ライン/セット生産ラインの組立に必要な設備/部品（事務用品を除く）

(4) 商業用に展示するが、販売しない製品。

(5) 全数輸出することを目的とする完成品に用いる輸入部品。

(6) その他特殊用途により、強制性製品認証が免除される状況。

2. CCC 免除の処理要求

CCC 免除条件を満たす申請者は、CCC 免除申請書を所在地の市場監督管理局に提出すること。申請者が提出すべき資料及びその後の監督管理要求については、付属資料を参照のこと。具体的な処理要求は以下の通り：

(1) 科学研究、試験及び認証試験に必要な製品及びサンプル。当該製品の申請者は、当該製品を研究、開発、及び試験する機関でなければならない。CCC 認証試験サンプルの申請者は、CCC 認証申請者でなければならない。当該製品やサンプルは、一般消費者に販売又は提供することはできない。

(2) 直接最終ユーザーの修理を目的として必要な部品/製品。当該部品/製品の申請者は、アフターサービス会社（完成品/完成車を含む集中購買業者/倉庫業/その指定部品の購買業者を含む）又はエンドユーザーでなければならない。部品/製品の数量は合理的な範囲内で管理されなければならない。

(3) 工場の生産ライン/セット生産ラインの組立に必要な設備/部品（事務用品を除く）。当該機器/部品の申請者は、当該機器/部品を使用する工場/会社でなければならない。

- (4) 商業用に展示するが、販売しない製品。当該製品の申請者は、商業展示の責任を負う会社でなければならない。申請者は申請資料の中で、展示期間及び展示後の当該製品の処理方法（販売又は一般消費者に使用提供をしてはならない。）を明記し、製品の用途が変えられないように保証すること。
- (5) 全数輸出することを目的とする完成品に用いる輸入部品。当該部品の申請者は、当該部品を使用する工場/会社でなければならない。申請者は、申請書で完成品を輸出すると約束してから2週間以内に、市場監督管理局による検証のため、市場監督管理局の検証手続きを経なければならない。

3. CCC 免除の業務要求

- (1) CCC 免除業務は、各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団市場監督管理局（局、委員会）が実施し、或いは状況に応じ、下位の市場監督管理部門が実施する。各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団市場監督管理局（局、委員会）が総合管理を行うこと。
- (2) 各地方の市場監督管理部門は、必要な人員、事務機器及び作業条件を装備・保証し、申請を受理した日から5営業日以内に審査を完了し、CCC 免除証明を発行する。
- (3) 各地方の市場監督管理部門は、CCC 免除の関連規定を厳守し、効果的な監督の原則と申請者の利便性を遵守し、CCC の使用に関する内部監督及び管理とフォローアップ監督を強化する。
- (4) 各地方の市場監督管理部門は、企業の正式な社印が捺印された関連申請資料（各級の証明資料を含む）の保持を申請者に要求することがあり、その保持期間は2年で、市場監督管理部門の審査に備える。
- (5) CCC 免除証明の受理、審査は、完全な電子申請と管理が実現され、（管理システムの Web サイト：<http://cccmb.cnca.cn>）、申請者は現場で申請する必要はない。
- (6) CCC 免除の審査とフォローアップ監督管理を行うため、現地の市場監督管理部門が誠実に信用できる管理と分類管理の手段と方法を使用することを支援し奨励する。

この通知は発行日より実施する。この通知と矛盾する関連規制及び規制文書は、この通知の内容に従うものとする。

市場監督管理総局
2019年5月7日

付属文書：CCC免除審査及びフォローアップ監督管理要求

免除条件	申請者の要求	CCC 免除申請提出資料 (各資料に社印捺印が必要)	フォローアップ 監督管理要求
条件1： 科学研究、試験 及び認証試験に 必要な製品及び サンプル	当該製品の研 究、開発、及び 試験を行う組 織；CCC 認証 申請者	1. 申請者のビジネスライセンス； 2. フォローアップ管理の承諾書； 3. 当該研究、開発、試験の計画書/プロジェクトプラン； 4. 商品詳細を含む輸入契約、インボイス、又は船荷証券； 5. CCC 指定認証機関が発行した CCC 認証サンプル通知書（認証申請者、サンプル製品名称、定格/モデル名、数量等の情報を含む）。	1. 廃棄処理する場合、申請者は廃棄処理資料（ビデオ、写真など）を保管すること； 2. 返却する場合、申請者は《輸出税関申告書》等の証明資料を保管すること。

条件 2 : 直接最終ユーザーの修理を目的として必要な部品/製品	アフターサービス会社（完成品/完成車を含む集中購買業者/倉庫業/その指定部品の購買業者を含む）又はエンドユーザー	1.申請者のビジネスライセンス； 2.フォローアップ管理の承諾書； 3.商品詳細を含む輸入契約、インボイス、又は船荷証券； 4.対応製品が中国安全規格に適合している旨の誓約書	輸出検証は不要
条件 3 : 工場の生産ライン/セット生産ラインの組立に必要な設備/部品（事務用品を除く）	当該設備/部品を使用する工場/会社	1.申請者のビジネスライセンス； 2.フォローアップ管理の承諾書； 3.当該工場の生産ライン/セット生産ラインの 関連証明資料； 4.商品詳細を含む輸入契約、インボイス、又は船荷証券。	輸出検証は不要
条件 4 : 商業用に展示するが、販売しない製品。	商業展示の責任を負う会社	1.申請者のビジネスライセンス； 2.フォローアップ管理の承諾書； 3.商品詳細を含む輸入契約、インボイス、又は船荷証券； 4.対応製品が中国安全規格に適合している旨の誓約書。	1.廃棄処理する場合、申請者は廃棄処理資料（ビデオ、写真など）を保管すること； 2.返却する場合、申請者は《輸出税関申告書》等の証明資料を保管すること。
条件 5 : 全数輸出することを目的とする完成品に用いる輸入部品	当該部品を使用する工場/会社	1.申請者のビジネスライセンス； 2.フォローアップ管理の承諾書； 3.完成品の輸出契約書； 4.商品詳細を含む輸入契約、インボイス、又は船荷証券。	申請者は《輸出税関申告書》等の証明資料を保管すること。

記事原文はこちら（言語：中国語）

SAMRホームページ http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190508_293471.html